

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

② 評価調査者研修修了番号

SK2025069、平成 27 年第 5 号、SK2025067、平成 18 第 15 号

③ 施設の情報

名称：下関大平学園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：施設長 里 健次	定員（利用人数）：47名	
所在地：山口県下関市幡生町1丁目1-22		
TEL：083-222-6801	ホームページ： https://sites.google.com/view/shimonosekitaiheigakuen	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和31年3月31日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 下関大平学園		
職員数	常勤職員：45名	非常勤職員：18名
有資格 職員数	保育士又は児童指導員 36名	精神保健福祉士 1名
	栄養士又は調理師 5名	心理士 3名
	社会福祉士 3名	看護師 1名
施設・設備 の概要	本園) 児童居室 29部屋	本園) 一時保護室
	本園) 親子訓練室	本園) 医務室
	山の口児童居室 5部屋	稗田 児童居室 6部屋

④ 理念・基本方針

- 1) 日本国憲法及び、児童福祉に係る法律・諸規程・条約等の精神を尊重した児童育成。
- 2) 地域社会の負託と信頼に応えられる施設運営。
- 3) 「児童の最善の利益」を念頭に置いた、児童の権利擁護の推進。
- 4) 安心・安全・快適な生活の保障。
- 5) 効率的な事業経営と、環境変化に対する不断の経営改革により、持続的な活力ある経営を目指す。

⑤ 施設の特徴的な取組

- 1) 子どもの権利の尊重と子どもの目線に立ったアセスメントを実施し、支援することに努めている。

- 2) 暴力防止システムを導入しており、安心・安全な生活が提供できるよう努めている。
- 3) 子どもに良好な支援を提供でき、それが継続するための養育・支援の標準化作成に努めている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和7年5月8日（契約日）～ 令和8年1月19日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和4年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・施設長はリーダーシップを発揮されつつも、こどもからは愛称で呼ばれて慕われており、こどもも職員も話しやすい相談しやすい環境を自ら作っておられるように感じました。
- ・職員の働きがいの向上を最重要課題として位置づけ、定期的な面談を実施されています。また、職員同士のコミュニケーションを促進するために意見交換や懇親会を開催し、働きやすい職場づくりとなっています。
- ・階層別職員研修マニュアルが整備され、スーパービジョンを受ける体制が確立されていました。人材の採用と育成も計画通り実践できています。
- ・地域交流スペース、たいへい子育て相談室、ショートステイ・トワイライトステイ事業、災害時の備蓄の配布や避難場所として提供できる体制が出来ているなど、地域の福祉向上に取り組まれています。
- ・ITを活用しての情報共有で職員間の連携がスムーズに行われています。
- ・学習に集中できる学習室の整備や支援材料の工夫をされたり、大学生等の学習ボランティアなどを活用し対応されています。
- ・暴力問題の聞き取りは毎月行い意見が述べ易い設問を設けておられます。また、意見箱の設置、関係機関、どの職員にでもいつでも相談できる、入所時に切手一体型の封筒配布などをされておられます。また、R7.8月からは訪問アドボケート実施と、こどもが意見を述べ易い環境を整備されています。

◇改善を求められる点

- ・理念、基本方針の確立・周知において、ホームページの情報公開から事業計画において記載されていますが、ホームページ最初の箇所に記載することや、こども棟に掲示するなど、いつも見える工夫でより周知に結び付くと思います。
- ・社会福祉士実習に関しては準備中であるため、社会福祉士の資格保持職員配置は整ったので実習受け入れのために社会福祉士実習指導者講習会を受講し、社会福祉士実習継りが並ぶことを期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審は、当園の養育・支援を客観的に見つめ直す貴重な機会となりました。多くの項目で高い評価を頂いたことは大きな励みとなります。また、ご指摘いただいた事項については、改善すべき課題として真摯に受け止めています。今後も、こどもたちがより安心・安全に生活できる環境を整え、地域に信頼される施設運営に努めてまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の運営理念、園訓について明文化されており、玄関に掲示されています。基本方針は重点目標と合わせて毎年理事会承認・評議員会報告、職員へは職員会議で周知を図っている事を確認しました。理念、基本方針はホームページ情報公開から事業計画において記載されていますが、ホームページの最初のページに記載することや、こども棟に掲示するなどの工夫をすることでより周知に結び付くと思われま。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>国、県、市の情報や社会福祉事業全体の動向に留意し、会議や研修会への参加により施設経営環境の把握・分析に努め、こどもを取り巻く環境や様々なデータの収集により課題分析等も行っています。また、毎年度予算編成時にコスト分析や収支計画の検討を行い中期計画の立案により中長期の経営環境の分析も行われています。</p>		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>職員会議、研修会議、リーダー会議、各種会議録やヒアリングにより、こどもの個別ニーズへの対応、職員の専門性向上、地域との連携強化といった経営課題を明確化し、それらの課題に対して個別支援計画の見直しや研修プログラムの充実、地域ボランティアの積極的な活</p>		

用など具体的な取り組みを行っています。また、職員の意識改革を図るために定期的な研修会や勉強会を実施し、こどもの最善の利益を追求する姿勢が伺えました。また、中長期的課題について、定期的に役員会に報告し、協議を行うなどの情報共有ができています。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<コメント> 国、県のビジョンに基づいて、施設のビジョンを明確にした中期計画が策定されています。また、定期的かつ必要に応じた見直しがされています。		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<コメント> 毎年度の事業計画、収支予算は、中期計画の計画内容や進捗状況を反映してきちんと策定されています。		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 委員会報告や中間、年度末評価等より、策定・評価に職員が参画している事が確認できました。組織的に行うことで職員一人ひとり主体的に目標達成に向け取り組んでいます。		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 入所時に、こどもにはこども用の事業説明書、保護者にはホームページなどで周知を図っています。年度当初には児童自治会で説明を実施しています。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 第三者評価を分析、検討する場を設けPDCAサイクルに沿って実施されています。		
⑨	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント>		

自己評価、第三者評価の内容については職員会議で共有を図り、評価結果の課題については役職職員、第三者評価係で分析確認を行い、文書を作成して職員の共有を行っています。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>毎年度「役割・業務分担表」を作成し、施設長の役割と責任を明確にし、職員会議等で職員に表明し周知されています。また、「危機管理マニュアル」「防災マニュアル」を作成し、有事における施設長の役割・責任等明確化しています。</p>		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>法定の施設長研修の受講だけでなく各種研修会、勉強会に積極的に参加し、職員会議や研修により遵守すべき法令の周知を進めるとともに、事件・事故等の情報はメールなどで職員へ周知徹底して事故の未然防止に努めています。さらに、働きやすい職場環境への改善にも配慮されています。</p>		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>日々の業務引継ぎ、職員会議、研修会に参加し養育・支援の質の向上に関する課題を把握し適切な改善に取り組んでいます。又、自ら研修会等へ参加するとともに各職員の研修機会の充実に努めています。</p>		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>人事・労務・財務などそれぞれの視点から検証を行い、必要に応じて「就業規則」「給与規程」等諸規程見直しを行っています。又、リーダー会議を開催し、施設の運営方針などに対する幹部職員の意思統一を図っています。</p>		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		

14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>中期計画に必要な人材数の目標値を揚げ、計画的に人材確保が出来るようにしています。就職フェアに参加、SNS や Web の利用、計画的な園内外研修での人材育成、実習生へ施設に興味関心の向くカリキュラム整備など行われています。</p>		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>職員の知識や技術・判断力等の専門性を育成するための研修システムを確立されています。キャリアパスの実施や職員が意欲を持って働けるよう、給与体制の見直しに取り組んでいます。</p>		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>職員の働きがいの向上を最重要課題として位置づけ、定期的な面談を実施し、それをもとに長時間労働の解消に向けた取り組みやワークライフバランスの推進、キャリアアップ支援制度の導入などを展開されています。又、職員同士のコミュニケーションを促進し働きやすい職場作りに努めています。</p>		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>経験年数により4階層別の研修ノートで自己評価し、それをもとに職員面談（キャリアパス）を行い、職員の目標を設定しています。年度末は施設長と育成面接実施。新任職員には3か月は職員が帯同して育成、スーパービジョン担当職員を配置し、定期面談を実施されています。</p>		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員研修マニュアルを活用し、職員研修を実施されています。又、研修委員会を組織し、PDCA に沿って定期的な評価見直しを行っています。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>研修ノートを作成し、職員一人ひとりが自己評価し、階層別職員研修マニュアル、職員研修年間計画を作成し、取り組まれています。新任職員には日常的にスーパービジョン、定期的に話をする機会を設けられています。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・	b

	育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	
<p><コメント> 保育実習綴り、介護実習綴りは確認でき実習を受け入れています。しかしながら、社会福祉士実習に関しては準備中とのことでした。社会福祉士の資格保持職員配置は整っているため早急に社会福祉士実習指導者講習会を受講され、社会福祉士実習綴りを作成されることが望まれます。</p>		

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント> ホームページ、SNS の活用や地域との連携はしっかりと行われています。苦情・相談の件数は事情により公開しないとの事でしたが、苦情件数の公表が今後の課題です。</p>		
22	II—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント> 事務・経理等に関する職務分掌と権限は職員に周知されています。法人監事である税理士に監査を委嘱し専門家の立場から内部監査を受けることにより施設運営に努めています。</p>		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—(1)—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント> 地域における公益的な取り組みとして、「たいへい子育て相談室」を開設されています。地域行事への参加や職員派遣、又、施設内で秋まつりを開催して地域の方々と交流できる環境づくりを行っています。</p>		
24	II—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント> ボランティア受け入れマニュアルを整備して HP で随時募集しています。学習、散髪、行事等の「ボランティア対応マニュアル」、「小学校、中学校との連絡会資料」「大学との協定書」を整備して受け入れています。</p>		
II—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a

<p><コメント> 関係機関のリストが作成され、各関係機関や学校に担当職員が連絡を取って情報共有を行い、連携を取られています。</p>		
<p>Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント> 下関市要保護児童対策地域協議会や山の田中学校校区育成協議会へ定期的に参加し、関係者から情報収集や地域ニーズの把握に努めています。たいへい子育て相談室、ショートステイ、トワイライト事業の実施も積極的に行っています。</p>		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント> 地域交流スペースを地域の方々の会合の場として整備、「たいへい子育て相談室」開設、ショートステイ・トワイライト事業実施しています。また、災害時は、備蓄の配布や避難場所として提供できる体制を整えています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ こども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—１—（１）こどもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	Ⅲ—１—（１）—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント> 職員会議内での研修や引継ぎ会、各棟会議にてこどもの現状について情報共有し、施設全体の意識向上に努めています。</p>		
29	Ⅲ—１—（１）—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p><コメント> 職員会議や研修会等で周知徹底。新任職員には入職時に研修実施しています。実習生やボランティアにはプライバシーについて説明し、誓約書に署名するなど行っています。</p>		
<p>Ⅲ—１—（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ—１—（２）—① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント> ホームページ、SNSなどで保護者に発信、施設見学も積極的に受け入れています。</p>		
31	Ⅲ—１—（２）—② 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p>		

<p>施設入所時に「入所時初期対応」を書面で渡し個別に説明を行い、保護者へは「保護者の同意書」を説明し、署名捺印をもらっています。意思決定が困難な子どもや保護者への配慮についても「子ども・保護者の発達特性の一覧表」を作成し、職員がその都度分かりやすく説明する等の対応を行っています。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント> 高校生を対象にリービングケアを実施、自立支援相談職員を配置し、アフターケアとして退所した子どもへの定期的な連絡や継続的な支援を行っています。又、子どもの状況や家庭環境に応じて適切な関係機関への移行を促しています。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント> 利用者アンケートやヒアリング、食事アンケート、児童自治会議録で満足度の向上に努めています。子どもからの意見はリーダー会議、職員会議にて協議し回答する仕組みが出来ます。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント> 苦情解決規程がきちんと整備され、子どもにも周知・機能しています。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント> 日々の生活の中で出た要望、学年会などの意見も大切にされています。毎月の暴力問題の聞き取りは子どもが意見を述べ易い設問を設けています。意見箱の設置、関係機関、どの職員にでもいつでも相談できる、また、入所時に切手一体型の封筒配布やR7.8月からは訪問アドボケイド実施などに取り組んでいます。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント> 記録簿とケース記録システムで共有を図り、リーダー会議、職員会議で共通理解を図り、子どもへは学年会で進捗状況を回答しておられます。内容によっては即時対応もしておられます。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント> 施設規則、規程綴り、各種マニュアル、安全ネットワーク綴りなど整備され、しっかりと明</p>		

確化されています。		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> ワクチン接種の計画と実施、定期的な環境消毒、関係するマニュアルの定期的な見直し、職員会議で職員へ周知徹底、事業継続計画作成など、きちんと整備され取り組まれています。		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 防災マニュアルの整備、安全管理年間計画、職員の緊急連絡網を整備されています。様々な災害を想定し毎月避難訓練もきちんと実施されています。		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<コメント> 児童養護施設運営ハンドブックを利用し、職員間で周知されています。入職時は新任職員ハンドブック、2年目以降の職員に対してもスーパービジョン担当職員を配置し、定期的な振り返りや見直しを実施されています。		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント> 養育支援の標準化の担当職員を配置し、業務分担にて適時、見直しされています。		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<コメント> 児童相談所のアセスメントをもとに、職員会議や各棟会議を経て策定し、職員間で共有されています。		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント> 年2回の評価見直しが職員会議、各棟会議を経て適切に見直しが行われています。		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>		

毎月ケース記録を作成し、ケース記録システムで全職員がこどもの様子を共有出来ています。		
45	Ⅲ—2—(3)—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント> 文書管理規程、個人情報保護規程、ケース記録システムなど整備されています。情報の管理体制も確立されています。		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) こどもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<コメント> 全養協の倫理綱領や施設の理念等が掲示されており、職員会議等で確認するなど、職員間で権利擁護に基づく支援が周知徹底されています。こどもについても「入所時対応マニュアル」により説明が行われています。特に、人権侵害としての暴力や虐待を生み出さない取り組みを行っています。		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<コメント> 「権利ノート」等を活用し、こどもの年齢に応じた自他の権利について学ぶ機会を設けて実施しています。		
A—1—(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—(3)—① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
<コメント> こども一人ひとりの「育ちアルバム」を職員と一緒に作成し、自らの生い立ちを振り返ることのできる取り組みを行っています。アルバムでは、成長の記録と共にこども自らの強みやストレンクス等についても振り返ることができるようになっています。		
A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(4)—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<コメント>		

虐待等の不適切なかかわりを防止するための規程類を整備しています。また、不適切なかかわりを予防するために研修参加やスーパービジョン等による援助技術の向上を図っており、特に、経験の浅い職員に対する育成体制が整備されています。		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—(5)—① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入所時は施設の生活に不安を来すことがないように、時間をかけて丁寧な説明を行うなど、施設の生活に適応できるように配慮を行っています。就職や進学に際しては将来の生活に不安を来すことのないように体験入学や職場体験等を行ったり、生活費等に関するきめ細かな情報提供を行っています。家庭復帰や里親委託等による退所時には担当の職員による訪問指導やアフターケア等の移行期の支援を行っています。</p>		
A⑥	A—1—(5)—② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>「リービングケア」に関する冊子を独自に作成し、こども一人ひとりに応じてきめ細かな支援を行っています。自立支援専門員を配置し、社会生活への適応や自立に向けてきめ細かな支援を行っていることが確認できました。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p><コメント></p> <p>担当職員制を敷き、こども一人ひとりの思いを受け止める体制を整えています。こどもの成育歴や自立支援計画書等の情報は、職員間で共有しており、こどもの行動や言動の背景にある要因も理解した上で、支援にあたるよう体制を整えています。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>担当職員との関係の中で生理的欲求の充足と共に、心理的欲求も充足されるように配慮されています。集団生活の中で、こどもの能力や年齢に応じた当番活動や児童会活動などの役割を担うことで、社会的承認が得られ、自己肯定感が高まるような取り組みが行われています。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p><コメント></p>		

園生活の中で児童会等、こども自身が主体的に考えて選択し、取り組むことができる場面が設けられています。		
A⑩	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>こどもの年齢に応じた図書や玩具、遊具等が用意されています。発達障害等特別なニーズを持つこどもは障害児通所支援事業所への通所等の機会を設けています。</p>		
A⑪	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>中学生以上のこどもは自分で洗濯物を畳むなど、各年齢に応じた基本的な生活習慣が確立できるよう支援をしています。地域小規模児童養護施設のこどもはゴミ当番など、地域社会の一員として地域の役割を担うように配慮しています。ネットリテラシー教育も全園的に取り組んでいます。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑫	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>嗜好調査を定期的に行ってこどもの意向を給食に反映しています。食育やクッキング、外食などを適宜取り入れ楽しみながら食事ができるように工夫されています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑬	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>個人持ちの衣類が用意されています。衣服の購入も個人の嗜好が尊重され、年齢の高いこどもは自ら購入し、年齢の低い児童は職員が同行するが好みの衣服の選択が保障され、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援しています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑭	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p><コメント></p> <p>施設内は清掃が行き届き、清潔な環境の中で養育が行われています。居室等の清掃は児童の年齢に応じて支援が行われ、掃除の習慣が身につくよう配慮されています。共有空間は、快適な環境となるよう、清掃担当の非常勤職員を導入しています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑮	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a

<p><コメント> こどもの医療ニーズに応じた適切な対応が行われています。特に、発達障害等特別なニーズを持つ子どもについては、小児神経科の専門医と連携をとるなどの対応を行っています。</p>		
<p>A—2—（6）性に関する教育</p>		
A⑯	<p>A—2—（6）—① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	a
<p><コメント> 生（性）教育マニュアルを作成し、他者の性や性に対する性自認などの多様性を尊重し、外部機関とも連携をとって組織的に性に対する教育を行っています。</p>		
<p>A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑰	<p>A—2—（7）—① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	a
<p><コメント> 暴力防止に係る対応マニュアルを作成し、組織的に対応を行っています。暴力問題が発生した際には、当事者の人格を否定するのではなく、暴力行動に焦点をあて、当事者自らが振り返り再発防止のための学びの機会となるよう指導しています。</p>		
A⑱	<p>A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	a
<p><コメント> 毎月、面談による聞き取り調査を行い、子ども間暴力等の不適切行動の早期発見と早期対応を心掛けています。軽微な不適切行動でも、こどもに周知し、その根絶を図る取り組みを行っています。また、毎月の聞き取り調査の集計結果を掲示することで、不適切行動の可視化を図り、こどものモチベーションを高める取り組みを行っています。</p>		
<p>A—2—（8）心理的ケア</p>		
A⑲	<p>A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 複数の心理士を配置し、必要に応じ心理的支援を行っています。また、職員会議等で心理的支援の共有を行っています。</p>		
<p>A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等</p>		
A⑳	<p>A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 学力向上委員会を組織し、入所しているこどもの学習習慣の定着や学習支援に組織的に取り組んでいます。進学希望で塾の利用を希望する子どもには、個別の対応を行うなどの取り組みを行っています。</p>		
A㉑	<p>A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</p>	a

<p><コメント></p> <p>進路についてイメージを持ち自己決定ができるよう、卒園後の生活も含めた様々な情報の提供と職場体験やオープンキャンパスなどの実地の体験が行えるようサポートを行っています。さらに、自立支援担当職員を配置して卒園後のきめ細かなサポートを行っています。</p>		
A⑳	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>小学校、中学校、高等学校の各段階で職場体験の実施、学校からアルバイトの許可のあったこどもはアルバイト等の機会を通して、社会経験が拡大できるよう配慮しています。アルバイトで得た賃金の一部の積立を行い、将来の資金需要にこたえた支援を行うなど、社会経験の拡大に向けた取り組みを行っています。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>児童相談所等と連携を取り、可能なこどもについては面会、外出、外泊などをすすめ、学校行事などの参加を進めることにより、親子関係の継続を図っています。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉔	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を中心に、親子関係再構築支援を行なっています。児童相談所との連携により児童自立支援計画を作成し、親子生活訓練室での家族交流や宿泊、家庭訪問などを実施しています。</p>		